

福岡青法協・久留米例会のご案内

2021年（令和3年）6月 日

福岡青法協会員の皆様へ

久留米例会幹事：吉田星一法律事務所

吉田星一

今年の久留米例会は、「地方行政の責任を司法の場で追及する」と題して、久留米第一法律事務所の馬奈木昭雄会員にお話ししていただきます。

各地で社会正義の実現のため日々奮闘されている皆さまには、地域住民の方々からの地方行政に対する相談や依頼を受けておられる方も多々いることと思います。

馬奈木昭雄会員は、1975年に久留米市内に久留米第一法律事務所を設立し、40年以上に亘って、久留米市内をはじめ筑後地域の社会問題に取り組み、時には司法の場で行政の責任を追及してこられました。そして、現在も、毎年繰り返される冠水被害に対する久留米市の水害対策の不備や、筑後市の杜撰な土木工事が周辺住民に被害をもたらしている問題について、行政の責任を追及する訴訟を行っています。

そこで、今回は、長年にわたり地方行政を相手にした訴訟を数多く行ってこられた経験から学ぶべきこと、地域における社会正義の実現に向けた取り組みについて過去の豊富な経験をもとにお話ししていただきます。

また、これまでの弁護士人生を振り返ったお話もしていただく予定です。

皆さんと貴重な経験交流・意見交流ができれば幸甚です。是非ご参加下さい。

なお、今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、懇親会は予定しておりません。

日時：7月16日（金）午後6時30分～（午後6時より常任会議）

場所：筑後弁護士会館（福岡地裁久留米支部南側）4F

講師：弁護士 馬奈木昭雄（久留米第一法律事務所）

講演内容：「地方行政の責任を司法の場で追及する」

お問い合わせは、久留米第一法律事務所（Tel：0942-38-8050）まで。

恐れ入りますが、出欠を7月9日（金）までにFAXにてお知らせください。

Zoom参加ご希望の方は、弁護士田上普一宛て（Email:flf4ejj@mail.goo.ne.jp）までご連絡ください。

以上

久留米第一法律事務所 鍋島典子 宛（FAX：0942-38-0850）

- 1 福岡青法協久留米例会にご出席（現地参加・ZOOM）
ご欠席
- 2 修習生をつれていきます（ ）名

お名前 _____